

電子提供措置の開始日2026年6月3日

**第81回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)**

株 式 会 社 ミ ツ バ

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000	14,129	56,237	△604	74,762
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	－	469	－	－	469
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,039	－	△1,039
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	11,820	－	11,820
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	57	－	479	537
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	347	－	－	347
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	874	10,780	479	12,134
当 期 末 残 高	5,000	15,003	67,017	△124	86,896

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,452	20,243	△1,760	20,935	15,188	110,886
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	－	－	－	－	－	469
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△1,039
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	11,820
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	537
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	347
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	218	8,186	3,591	11,996	△1,549	10,446
当 期 変 動 額 合 計	218	8,186	3,591	11,996	△1,549	22,580
当 期 末 残 高	2,671	28,429	1,830	32,931	13,638	133,467

【連結注記表】（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 39社

連結子会社は、(株)両毛システムズ、(株)タツミ、アメリカン・ミツバ・コーポレーションほか36社であります。
当連結会計年度において、株式会社東葉電機製作所は株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、(株)ミツバアビリティ等であります。

なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

タイサミット・ミツバ・エレクトリック・マニュファクチュアリング・カンパニーリミテッド及び常州士林三葉電機有限公司であります。

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他9社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結決算日における3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 … 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により
以外のもの 算定)

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ 棚卸資産

製品・商品・仕掛品 … 輸送用機器関連事業のうち、当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。また、情報サービス事業においては、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

原材料 …… 当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 当社及び主要な子会社は、定額法を採用しております。
(リース資産を除く) …………… なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物……………15～35年
機械装置及び運搬具…4～10年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) …………… なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
市場販売目的のソフトウェアについては、3年又は5年間の見込販売金額に対する比率による償却額と、残存有効期間に基づく均等配分額とのいずれか大きい額によっております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、一部の海外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 製品保証引当金 …………… 製品の返品による交換費用に備えるため、過去3年間の平均返品率に基づき計上しております。また、発生額を個別に見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 …………… ソフトウェアの受注契約に係る将来の損失に備えるため、連結会計年度末時点で将来の損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑥ 事業構造改善引当金 …………… 事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。ただし、当社及び一部の連結子会社では、年金資産の見込額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの輸送用機器関連事業においては、ワイパーシステム、スターターモーター、ファンモーター等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

情報サービス事業のサービスの提供については、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権、借入金支払利息

ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動リスク、材料購入取引における価格変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約及び金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前連結会計年度1,503百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」（前連結会計年度3,064百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産	1,171百万円
繰延税金負債	9,475百万円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込みに基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には、適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

2. 事業構造改善引当金

当連結会計年度計上額

事業構造改善引当金	466百万円
-----------	--------

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当該見積りには、事業構造改革に基づき実施する拠点統廃合により発生する設備移設等の業務移管関連費用及び割増退職金等の人件費見込みなどの仮定を用いております。

当社及び連結子会社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する事業構造改善引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失	5,681百万円
------	----------

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローの水準を基に減損の兆候の検討を行い、減損の兆候が認められる場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。判定の結果、当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,232百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	1,369百万円
投資有価証券	7,775百万円
計	12,378百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	14,300百万円
長期借入金	3,000百万円
計	17,300百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 261,765百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(株)ミツバアビリティ	1,475百万円
計	1,475百万円

4. 電子記録債権割引高 2,656百万円

5. 貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントラインの総額	60,180百万円
借入実行残高	39,198百万円
差引額	20,981百万円

6. 財務制限条項

- (1) 当社は取引金融機関5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、借入先からの請求により一括返済することになっております。
- ①各決算期末日において、連結貸借対照表における自己資本の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2024年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。なお、自己資本とは連結貸借対照表における純資産合計から非支配株主持分の金額を差し引いた金額をいう。
 - ②各決算期末日において、連結損益計算書上の当期純利益につき2期連続して損失を計上しないこと。
- (2) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社の各シンジケートローン契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。
- ①シンジケートローン契約（契約日2024年6月26日、残高40,116百万円）
 - i) 各決算期末日において、連結貸借対照表における自己資本の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2024年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。なお、自己資本とは連結貸借対照表における純資産合計から非支配株主持分の金額を差し引いた金額をいう。
 - ii) 各決算期末日において、連結損益計算書上の当期純利益につき2期連続して損失を計上しないこと。
 - ②シンジケートローン契約（契約日2025年8月27日、残高36,388百万円）
 - i) 各決算期末日において、連結貸借対照表における自己資本の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2025年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。なお、自己資本とは連結貸借対照表における純資産合計から非支配株主持分の金額を差し引いた金額をいう。
 - ii) 各決算期末日において、連結損益計算書上の当期純利益につき2期連続して損失を計上しないこと。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	46,154,016株
D種類株式	200株

- (注) 1. 2024年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社タツミを完全子会社化する株式交換を行い、新株572,207株を発行しております。
2. D種類株式200株は、2024年6月28日付で、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社横浜銀行から第三者割当増資による払込みによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	447百万円	10円	2025年3月31日	2025年6月11日
2025年5月14日 取締役会	D種種類株式	利益剰余金	591百万円	2,959,726.03円	2025年3月31日	2025年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,149百万円	25円	2026年3月31日	2026年6月10日
2026年5月15日 取締役会	D種種類株式	利益剰余金	780百万円	3,900,000円	2026年3月31日	2026年6月10日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸送用機器関連事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用して、ヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、当社グループは、売上債権の一部について先物為替予約を行っておりますが、先物為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

2026年3月31日現在

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	153	153	—
(2) 売掛金	50,088	50,088	—
(3) 電子記録債権	991	991	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,667	11,667	—
資産計	62,901	62,901	—
(1) 支払手形及び買掛金	23,555	23,555	—
(2) 電子記録債務	2,704	2,704	—
(3) 短期借入金	49,199	49,199	—
(4) 社債 (1年内償還予定も含む)	1,000	1,000	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定も含む)	88,487	88,334	△153
負債計	164,947	164,794	△153
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 市場価格のない株式等は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	2026年3月31日
非上場株式	4,497

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2026年3月31日現在

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,562	—	—	11,562
その他	105	—	—	105
資産計	11,667	—	—	11,667

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

2026年3月31日現在

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	153	—	153
売掛金	—	50,088	—	50,088
電子記録債権	—	991	—	991
資産計	—	51,234	—	51,234
支払手形及び買掛金	—	23,555	—	23,555
電子記録債務	—	2,704	—	2,704
短期借入金	—	49,199	—	49,199
社債	—	1,000	—	1,000
（1年内償還予定も含む）				
長期借入金	—	88,334	—	88,334
（1年内返済予定も含む）				
負債計	—	164,794	—	164,794

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形、売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定も含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定も含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	輸送用機器関連事業	情報サービス事業	その他事業	
日本	90,771	23,286	5,231	119,289
米州	90,413	—	—	90,413
欧州	24,563	—	—	24,563
アジア	86,171	—	—	86,171
中国	28,162	—	—	28,162
顧客との契約から生じる収益	320,081	23,286	5,231	348,599
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	320,081	23,286	5,231	348,599

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	47,269	51,234
契約資産	1,271	861
契約負債	309	134

契約資産は主に、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に対価を受領しております。また、当社グループの顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は主に、財又はサービスの提供前に当社グループが顧客から受け取った対価です。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、128百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	895
1年超	140
合計	1,036

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,371.47円
1株当たり当期純利益	240.19円

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

当社は、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる2026年5月14日付の書面決議により、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）と共同して、株式会社両毛システムズ（以下「両毛システムズ」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、2026年5月15日に本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けを通じて両毛システムズの株式の非公開化（上場廃止）を企図しており、非公開化完了後の両毛システムズにおける議決権比率は当社が80%、中部電力が20%となる予定です。

なお、詳細につきましては、2026年5月14日に公表いたしました「株式会社両毛システムズ株式（証券コード：9691）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本			利 益		利 益 剰 余 金	
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
							償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	5,000	14	17,310	17,324	1,235	0		6
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	-	469	-	469	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	57	57	-	-	-	-
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	-	△0		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	469	57	526	-	△0		-
当 期 末 残 高	5,000	483	17,367	17,851	1,235	0		6

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 等 差 額	純 合 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			そ の 他 評 価 差 額	
当 期 首 残 高	27,664	28,907	△604	50,628	2,247	52,875
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	-	-	-	469	-	469
剰 余 金 の 配 当	△1,039	△1,039	-	△1,039	-	△1,039
当 期 純 利 益	10,047	10,047	-	10,047	-	10,047
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△0	△0	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	479	537	-	537
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	0	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	132	132
当 期 変 動 額 合 計	9,008	9,008	479	10,014	132	10,146
当 期 末 残 高	36,672	37,915	△124	60,642	2,379	63,022

【個別注記表】（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15～35年

機械及び装置……………9年

車両及び運搬具……………4～6年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金 …………… 製品の返品による交換費用に備えるため、過去3年間の平均返品率に基づき計上しております。また、発生額を個別に見積もることができる費用についてはその見積額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。
 また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 事業構造改善引当金 …………… 事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ワイパーシステム、スターターモーター、ファンモーター等の自動車関連の製品の販売については、製品が顧客に検取された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検取された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の …… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として本邦通貨への換算基準 処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権、借入金支払利息

ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動リスク、材料購入取引における価格変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約（主として包括予約）及び金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して有効性を判断しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度690百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」（前事業年度3,064百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であり、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額	
繰延税金資産	一百万円
繰延税金負債	2,883百万円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込みに基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には、適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

2. 事業構造改善引当金

当事業年度計上額	
事業構造改善引当金	114百万円

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当該見積りには、事業構造改革に基づき実施する拠点統廃合により発生する設備移設等の業務移管関連費用見込みなどの仮定を用いております。

当社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する事業構造改善引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度計上額	
減損損失	284百万円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローの水準を基に減損の兆候の検討を行い、減損の兆候が認められる場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。判定の結果、当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	3,151百万円
構築物	81百万円
機械及び装置	0百万円
土地	1,277百万円
投資有価証券	7,775百万円
計	12,286百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	10,200百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,100百万円
長期借入金	3,000百万円
計	17,300百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

95,787百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

アメリカン・ミツバ・コーポレーション	2,079百万円
	(13.0百万USドル)
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・ オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	1,100百万円
	(6.0百万ユーロ)
ミツバ・ターキー・オートモティブ・ イー・エス	396百万円
	(2.1百万ユーロ)
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	479百万円
	(3.0百万USドル)
ミツバ・ベトナム・カンパニーリミテッド	234百万円
	(39,000.0百万ベトナムドン)
三葉電器（香港）有限公司	1,007百万円
	(6.3百万USドル)
㈱ミツバアビリティ	1,475百万円
計	6,773百万円

4. 電子記録債権割引高 2,656百万円

5. 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び	
貸出コミットメントラインの総額	55,830百万円
借入実行残高	37,763百万円
差引額	18,066百万円

6. 財務制限条項

「連結注記表 IV. 連結貸借対照表に関する注記 6. 財務制限条項」に記載の内容と同一であるため、注記を省略しております。

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	29,386百万円
短期金銭債務	19,878百万円
長期金銭債権	190百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	87,390百万円
仕入高	79,458百万円
営業取引以外の取引高	10,264百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式	46,154,016株
D種種類株式	200株

(注) 1. 2024年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社タツミを完全子会社化する株式交換を行い、新株572,207株を発行しております。

2. D種種類株式200株は、2024年6月28日付で、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社横浜銀行から第三者割当増資による払込みによるものであります。

2. 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	170,400株
------	----------

(注) 2024年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社タツミを完全子会社化する株式交換を行い、自己株式579,553株を割当交付しております。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	751百万円
共済会資産	107百万円
未払事業税	157百万円
製品保証引当金	355百万円
繰越外国税額控除	813百万円
繰越欠損金	12,057百万円
子会社株式評価損	1,395百万円
事業構造改善引当金	35百万円
その他	1,263百万円
繰延税金資産小計	16,937百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△11,107百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,675百万円
評価性引当額小計	△14,783百万円
繰延税金資産合計	2,153百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△3,938百万円
その他有価証券評価差額金	△1,087百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△5,037百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,883百万円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)オフィス・アドバン	(所有) 直接 100.0%	業務委託、 ファクタリング 取引 役員の兼任	①業務委託	76	未払金	6
				②ファクタリング取引	17		
子会社	アメリカン・ミツバ・コーポレーション	(所有) 直接 100.0%	自動車電装部品 の製造・販売	③当社製品・部品の販売	20,990	売掛金	3,592
				④部品の購入	38	買掛金	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①業務委託料については、(株)オフィス・アドバンの業務原価を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

②当社、当社の仕入先、(株)オフィス・アドバンの三社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。

③当社製品・部品の販売については、当社製造原価を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)桐栄オートサービス	(被所有) 直接 0.5%	自動車分解整備	①自動車分解整備	支払 21 受取 3	未払金	1
	(有)サンフィールド・インダストリー	(被所有) 直接 3.5%	不動産の賃貸及び管理 役員の兼任	②不動産の賃貸借	支払 27 受取 7	前払費用	—
	(株)パークインホテルズ	(被所有) 直接 0.5%	不動産の賃貸及びホテル業	③宿泊料・不動産賃貸料	支払 58	前払費用	4

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

①自動車分解整備については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

②福利厚生施設として使用しており、賃貸借については、近隣の不動産を参考にした価格によっております。

③ホテルの宿泊料は、一般取引と同様であります。また、福利厚生施設として使用している賃借料の支払については、近隣の不動産を参考にした価格によっております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,136.11円
1株当たり当期純利益	201.63円

X. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記」に記載の内容と同一であるため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加 藤 寛 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2026年5月14日付の書面決議により、中部電力株式会社と共同して、株式会社両毛システムの普通株式に対する公開買付けを実施することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田中 信行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 寛司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2026年5月14日付の書面決議により、中部電力株式会社と共同して、株式会社両毛システムズの普通株式に対する公開買付けを実施することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法、内容及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社 ミツバ 監査等委員会
常勤監査等委員 今井秀夫 ㊟
監査等委員 段谷繁樹 ㊟
監査等委員 丹治宏彰 ㊟
監査等委員 中井陽子 ㊟

(注) 監査等委員段谷繁樹、丹治宏彰及び中井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上